



経営課題の解決に取り組んでいる事業者の皆様へ

阿賀野市地域ビジネス継続サポート補助金

市内地域経済の発展や市民生活の向上を目的とし、販路開拓やデジタル化対応など、物価高の社会情勢を踏まえた事業継続、賃上げに向けた経費の一部を補助します。

対象者

- * 阿賀野市内に本社または事業所を持つ中小企業者または個人事業主(市内に住所を有する)であること。
- * 1年以上事業を営んでいること。 * 市税の滞納がないこと。
- * 暴力団または暴力団等と関係を有しないこと。
- * 阿賀野市商工会の経営指導員の指導を受けていること。

補助対象経費

補助金の交付対象となるものは、①～④のいずれかに該当する経費とします。

①事業継続のための設備導入

(1) 原材料価格や人件費の上昇に対応し、事業を安定して継続するための機器

【例】冷蔵庫、冷凍庫などの在庫管理設備、自社配送を確保するための軽トラック 等

(2) 不測の事態による事業の停止リスクを軽減するための機器

【例】防犯カメラ、入退室管理装置、サーバーなどのデータバックアップ機器 等

(3) 事務効率向上に寄与する機器

【例】セルフレジ、ハンディ端末 等

②販路開拓

【例】販促 PR に係る HP 開発費、展示会出展費 等

③海外需要の取込

【例】多言語パンフレット制作費、多言語サイン設置費 等

④デジタル化対応設備導入

【例】電子帳簿対応設備、キャッシュレス決済端末設備 等

本市産業支援のため、可能な限り市内業者の活用をお願いします。

※申請は
1 事業者
1 回限り

補助金額

・補助対象経費の **2 分の 1 以内**の額(千円未満切捨て)

※小規模事業者は **3 分の 2 以内**の額

・上限 **50 万円**(ただし、デジタル化対応設備の導入に係るものは上限**30万円**)

小規模事業者とは商業・サービス業では従業員5人以下、その他業種では従業員20人以下の事業所を指します。

申請受付・問い合わせ

令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)

※予算上限に達し次第、受付を締め切ります。予めご了承ください。

※交付決定(申請後 1 週間程度を予定)よりも前に着手する事業等については、補助対象としませんのでご注意ください。

阿賀野市岡山町 10-15 市役所3階

阿賀野市商工観光課 商工振興係

TEL:0250-62-2510

申請の手順

1. 申請者が必要な書類を阿賀野市へ提出します。

《提出書類》

- ① 阿賀野市地域ビジネス継続サポート補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 事業計画書(第2号様式)
- ③ 経営指導等証明書(第3号様式)
- ④ 誓約書(第4号様式)
- ⑤ 補助対象経費に係る見積書、カタログ等の写し
- ⑥ 法人登記簿の謄本又は開業届等(個人事業主の場合は確定申告書)の写し
- ⑦ 完納証明書
- ⑧ その他市長が必要と認める書類等

2. 内容を審査後、市が申請者に対して交付決定通知書を発送します。

3. 補助対象事業を実施します。

4. 補助対象事業完了後、実績報告書と請求書を市へ提出します。

《提出書類》

- ①阿賀野市地域ビジネス継続サポート補助金実績報告書(第8号様式)
- ②補助対象事業にかかる契約書等の写し
- ③補助対象事業の遂行を確認できる事業前と事業後の写真(写真による報告が適さない経費については、遂行を確認できる資料)
- ④費用の請求及び支払いを証する書類(請求書及び領収書等)の写し
- ⑤阿賀野市地域ビジネス継続サポート補助金交付請求書(第10号様式)
- ⑥請求書に記載の振込口座情報がわかるもの(通帳の写しなど)
- ⑦その他市長が認める書類等

5. 市が指定口座へ振込みます。

※以下のような団体は中小企業基本法上の中小企業者に該当しないため、対象外となりますのでご注意ください。

社会福祉法人	医療法人	特定非営利活動法人
一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	学校法人
農事組合法人	組合	有限責任事業組合

詳しくは以下の HP をご確認ください。

「中小企業・小規模企業者の定義」

中小企業庁(<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)